

英語教育強化に向けた学習支援ツール導入等業務に係る一般競争入札の参加資格の審査等に関する要領

令和8年2月13日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、京都府教育委員会（以下「教育委員会」という。）が実施する英語教育強化に向けた学習支援ツール導入等業務に係る一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）及び参加資格審査（以下「資格審査」という。）の方法等について定めるものとする。

(審査対象)

第2条 資格審査の対象となる者は、教育委員会と英語教育強化に向けた学習支援ツール導入等業務に係る契約の締結を希望する者とする。

(一般競争入札参加者の資格)

第3条 一般競争入札に参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定されたものに限る。

- (1) 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者
- (2) 審査基準日（一般競争入札参加資格審査申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）の提出期間の属する年の1月1日をいう。）において、直前2営業年度以上の営業実績を有しない者
- (3) 申請書又は添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (4) 過去5年以内に当該業務と同種の業務を行ったことがない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者
 - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者
- (7) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされた者
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

(資格審査申請書の提出期間)

第4条 資格審査を受けようとする者は、京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第141条第3項に規定する公示において定める期間に申請書を提出しなければならない。

(添付書類)

第5条 申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

- (1) 法人にあっては商業登記事項証明書の写し、個人にあってはその者が制限行為能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人及び民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の審判を受けた被補助人）でないことを証する証明書及び被破産者で復権を得ないものでないことを証する証明書
- (2) 府税納入義務者にあっては、府税納税証明書（別記第2号様式）
- (3) 消費税及び地方消費税納税証明書
- (4) 営業経歴書（別記第3号様式）
- (5) 過去5年以内の同種の業務に係る実績一覧（別記第4号様式）
- (6) 法人にあっては財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書）、個人にあっては所得税の確定申告書の写し
- (7) 取引使用印鑑届（別記第5号様式）
- (8) 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状（別記第6号様式）及び受任者の身分証明書の写し
- (9) 一般競争入札参加資格申請書類調書（別記第7号様式）

(資料等の提出)

第6条 京都府教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることができる。

(資格審査を有する者の名簿への登載)

第7条 教育長は、参加資格を有すると認定した者を規則第141条第2項に規定する名簿に登載するものとする。

(資格審査結果の通知)

第8条 教育長は、資格審査の結果を、一般競争入札参加資格審査結果通知書（別記第8号様式）により、申請書を提出した者に通知するものとする。

(参加資格の有効期間)

第9条 参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から規則第141条第3項に規定する公示において定める日までとする。

(変更届)

第10条 申請書を提出した者（第7条の名簿に登載されなかった者を除く。）は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届（別記第9号様式）により、当該変更に係る事項を教育長に届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 営業所の名称又は所在地

- (3) 法人にあっては、資本金又は代表者の氏名
- (4) 個人にあっては、氏名
- (5) 取引使用印鑑

(参加資格の承継)

第11条 参加資格を有する者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該各号に掲げる者（第3条第1号から第5号に該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると教育長が認めたときに限りその参加資格を承継することができる。

- (1) 個人が死亡したときは、その相続人
- (2) 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族
- (3) 個人が法人を設立したときは、その法人
- (4) 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人
- (5) 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

2 前項の規定により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（別記第10号様式。以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他教育長が必要と認める書類を教育長に提出しなければならない。

3 教育長は、前項の規定により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を一般競争入札参加資格承継審査結果通知書（別記第11号様式）により、当該資格承継審査申請書を提出した者に通知するものとする。

(参加資格の取消し)

第12条 参加資格を有する者が当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ないものに該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

2 参加資格を有する者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を取り消し、その事実があった後3年間競争入札に参加させないことができる。その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときも、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に成果品の製造を粗雑にし、又は成果品の品質、内容、数量等に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- (6) 前各号のいずれかに該当し、競争入札に参加できることとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

3 教育長は、前2項の規定により参加資格を取り消したときは、一般競争入札参加資格取消通知書（別記第12号様式）により、その者に通知するものとする。